

様式第 2 2 号 (第 2 2 条関係)

現場代理人等決定 (変更) 通知書

年 月 日

諫早市長 様

受注者 住所
氏名

下記のとおり決定 (変更) したので通知します。

記

契約番号 第 号
工 事 名
工事場所 諫早市 町 番地内

1 現場代理人

氏 名

※他の工事 (国、県、市町、民間等全て) の現場代理人、配置技術者との兼務 (該当に○)

兼務はありません。
兼務があり、別途協議します。

2 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐

施工体制	技術者の区分	氏 名	資格経験等	登録番号又は 資格者証番号
直営 ①全て自社施工	主任技術者 〔 専任 〕 〔 非専任 〕 ※いずれかに○			
②下請総額 4,500万円未満				
一部 下請 施工 ③下請総額 4,500万円以上 (4,500万円未満で 監理技術者を配置 する場合を含む。)	監理技術者 又は 特例監理技術者			
	監理技術者補佐			

※他の工事 (国、県、市町、民間等全て) の現場代理人、配置技術者との兼務 (該当に○)

※請負代金 4,000万円以上の場合

兼務はありません。
兼務があり、別途協議します。

3 専門技術者 (工事の種類 工事)

氏 名	資格経験等	登録番号又は 資格者証番号

備考

- 1 建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず主任技術者を選任すること。なお、配置技術者については、請負金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上となる場合は工事ごとに専任の者を、下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上となる場合は主任技術者に代えて監理技術者を選任すること。
- 2 資格経験欄には、本件工事に必要となる資格を記入するとともに、資格者証等の写し（実務経験者の場合は、実務経歴書）を添付すること。
- 3 監理技術者及び特例監理技術者については、監理技術者資格者証（表・裏）の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。
- 4 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。